

学生納付特例制度について



本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の国民年金保険料（令和2年度は月額16,540円）の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例を申請できます。

対象	本人の所得が一定以下で、保険料を納めるのが困難な学生
申請方法	◎昨年度猶予され今年度も在学予定の場合 → 『ハガキ形式』の学生納付特例申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、返送してください。 ◎初めて申請する場合など → 「学生証」または「在学証明書」をお持ちのうえ、役場に申請してください。(注) (注)「学生証」は令和2年度に有効なもの、「在学証明書」は令和2年4月1日以降に発行されたものを添付してください。
所得基準	学生本人の前年所得が118万円以下（*失業等による特例制度もあります）
審査結果	承認(却下)通知を本人あてに送付します。
承認期間	4月(または20歳到達月)から翌年の3月まで（*年度ごとに申請が必要です）
承認内容	①承認期間中の一定以上の障害など不慮の事態には、障害基礎年金等が支給されます。 ②承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間になります。 ③承認期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。 (承認を受けた年度以降3年度目からは当時の保険料額に加算がつかず)

申請期間 4月1日(水)～随時受付(早めに申請してください)

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎492-9135 加古川年金事務所 ☎427-4740

稲美町国民健康保険加入の皆様へ

医療機関の適正受診にご協力ください

病気やけがで医療機関にかかる場合、国民健康保険被保険者証を提示し、下記の表に示す自己負担額を支払うことで診療を受けることができます。残りの費用は、国民健康保険が負担します。

国民健康保険が負担する費用は、加入者の皆さんの保険料、国県や町の財源により賄われています。皆さんの適正受診へのご協力をお願いします。

医療費の自己負担割合

区分	自己負担割合	
70歳以上74歳以下	現役並み所得者	3割
	一般世帯・住民税非課税世帯	2割
義務教育就学～69歳以下		3割
義務教育就学前		2割



1. かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

2. 健康診断や検診を受けて、病気の早期発見・早期治療に努めましょう

定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見・早期治療に努めるようにしましょう。生活習慣病など自覚症状が現れにくい病気については早期発見が重要です。早めに治療を開始すれば、治療期間も医療費も少なく済みます。特に40歳以上の人は、「特定健康診査」や「人間ドック」、「がん検診」などを毎年受診し、健康状態の把握に努めましょう。稲美町国民健康保険加入の40歳以上の人には、がん検診自己負担額が無料になるクーポン券（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診、6月郵送予定）を発行しますので、ぜひご利用ください。

また、令和2年度から加古川総合保健センターに加え、私立稲美中央病院、加古川中央市民病院でも人間ドックの助成が受けられます。詳しくは、住民課保険年金係までお問い合わせください。

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎492-9135

職員おでかけ講座をご利用ください！

町では、わかりやすく親しみやすい町政をめざし、町職員などが地域の公民館や集会所に出向いて、町の仕組みや制度、事業の内容などをわかりやすく説明する「職員おでかけ講座」を実施しています。

「役場ってどんな仕事をしているの?」「稲美町のことをもっと知りたい」など、日ごろから気になっていることについて学んでみませんか?

★☆☆☆☆☆38のいろいろな講座があります☆☆☆☆☆

◆利用できる人は?

原則として、町内に在住、通勤、通学している5人以上（No.22は15人以上）で構成された団体・グループが利用できます。

◆開講日時は?

原則として、9:00から21:00までの2時間以内です（年末年始を除く土日・祝日も可）。

※No.19、20は平日10:00～15:00、No.21は平日のみ開講します。

◆開講場所は?

申込者が指定する場所（公民館、集会所など）で開講しますが、原則として町内に限ります。また、会場の手配や会場使用料の負担、司会進行は申込者でお願いします。

◆講師料は?

無料です。町職員などが講師になります。なお、材料費など実費が必要な場合は、申込者の負担となります。

◆申し込み方法は?

申込書に必要事項を記入して、開講希望日の14日前（No.19～21は30日前、No.22は90日前）までに講座担当課に申し込んでください。申込書は町ホームページからダウンロードできます。また、企画課窓口にも備え付けています。

※事前に講座担当課に連絡していただきますと、日程調整がスムーズにできます。

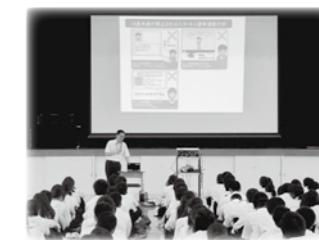
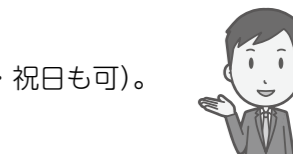
※開講希望日の14日前を過ぎていても、講座によっては開講できる場合がありますので、講座担当課にご相談ください。

◆注意事項

講座は学習の場であり、質疑や意見交換を行います。苦情や要望などを受けられる場ではありませんので、ご了承ください。

事業の趣旨に適さないと思われる場合は、利用できません。

※複数メニューの利用や、総会や定例会のついでの利用をお勧めします。



★☆☆☆☆☆令和2年度 職員おでかけ講座一覧☆☆☆☆☆

No.	講座名	時間	講座担当課
1	町の総合計画(将来計画)を知ろう	30分	企画課
2	町の地方創生の取り組み	30分	企画課
3	公共交通(路線バス等)に乗ろう	30分	企画課
4	効率的な行財政運営をめざして	30分	企画課
5	認可地縁団体制度について	60分	企画課
6	マイナンバーカードの申請について	30分	住民課
7	空き家等対策について考えよう	30分	企画課 生活環境課 都市計画課
8	まちの財政講座	30～45分	総務課
9	選挙のしくみ	40分	総務課
10	税金のはなし	30分	税務課
11	戸籍・住民票等本人通知事業	30分	住民課
12	知っておこう「国保」	30分	住民課
13	障害福祉制度について	30分	地域福祉課
14	障害者差別解消法のはなし	30分	地域福祉課
15	障害者基本計画・障がい福祉計画について	30分	地域福祉課
16	老若男女、みんなで健康づくり!	90分	健康福祉課
17	地域で支える「認知症」のはなし 【認知症サポーター養成講座】	90分	健康福祉課
18	子育てを楽しく!「稲美の子育て支援」	30分	こども課
19	気をつけよう悪質商法	60分	危機管理課
20	ネット・ケイタイから子どもを守る	60分	危機管理課
21	AED(自動体外式除細動器)普通救命講習	180分	危機管理課
22	防災センター体験学習	180分	危機管理課
23	防災・減災について知ろう	60分	危機管理課
24	環境出前講座(ごみの分別など17種類)	30分	生活環境課
25	農業について	30分	産業課
26	土地改良事業について	30分	産業課
27	地籍調査って何をするの	60分	土木課
28	稲美町の都市計画	30分	都市計画課
29	田園集落まちづくりの推進について	30～60分	都市計画課
30	水道のはなし	30分	水道課
31	下水道のはなし	30分	水道課
32	町議会のしくみと役割	30分	議会事務局
33	児童・生徒への取組みについて	30分	教育課
34	家庭で指導する子どもの情報モラル	30分	教育課
35	人権のはなし	30分	地域福祉課 人権教育課
36	まちの文化財	30～60分	生涯学習課
37	生涯学習のはなし	30～60分	生涯学習課
38	健康スポーツ講座	60～120分	生涯学習課

(注)時間は標準時間ですので、希望により短縮や延長ができます。職員以外の講師が担当する講座もあります。

※No.24「環境出前講座」の詳細は、生活環境課(☎492-9140)にお問い合わせください。